

第2回阿蘇市議会会議録

1. 令和4年6月3日 午前10時00分 招集
2. 令和4年6月21日 午前10時00分 開議
3. 令和4年6月21日 午後2時50分 閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

| | | | |
|------|------|------|-------|
| 1 番 | 佐藤和宏 | 2 番 | 佐藤菊男 |
| 3 番 | 児玉正孝 | 4 番 | 甲斐純一郎 |
| 5 番 | 立石昭夫 | 6 番 | 竹原祐一 |
| 7 番 | 岩下礼治 | 8 番 | 谷崎利浩 |
| 9 番 | 園田浩文 | 10 番 | 菅敏徳 |
| 11 番 | 市原正 | 12 番 | 森元秀一 |
| 13 番 | 大倉幸也 | 14 番 | 田中弘子 |
| 15 番 | 五嶋義行 | 16 番 | 藏原博敏 |
| 17 番 | 古木孝宏 | 18 番 | 田中則次 |
| 19 番 | 河崎徳雄 | 20 番 | 湯浅正司 |

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

| | | | |
|--------------|------|--------|------|
| 市長 | 佐藤義興 | 副市長 | 和田一彦 |
| 教育長 | 坂梨光一 | 総務部長 | 高木洋 |
| 市民部長 | 宮崎隆 | 経済部長 | 藤田浩司 |
| 土木部長 | 荒木仁 | 教育部長 | 山口貴生 |
| 阿蘇医療センター事務部長 | 村山健一 | 総務課長 | 和田直也 |
| 福祉課長 | 松岡幸治 | 農政課長 | 佐伯寛文 |
| 建設課長 | 中本知己 | 企画財政課長 | 廣瀬和英 |
| 教育課長 | 藤井栄治 | 防災情報課長 | 市原修二 |
| まちづくり課長 | 石松昭信 | 観光課長 | 秦美保子 |
| 農業委員会事務局長 | 徳永稔 | | |

8. 職務のため出席した事務局職員

| | | | |
|--------|------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 山本繁樹 | 議会事務局次長 | 市原多喜男 |
| 書記 | 山本悠未 | | |

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第48号 令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第3号）について

午前10時00分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は20名であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（湯浅正司君） 日程第1「一般質問」を行います。

一般質問の所要時間は45分と定められております。したがって、質問者の議員におかれましては簡潔な質問と、執行部におかれましては的確な答弁をお願いし、スムーズな議事進行に御協力をお願いいたします。

これより順次一般質問を許します。

18番議員、田中則次君の一般質問を許します。

田中則次君。

○18番（田中則次君） おはようございます。18番議員、田中でございます。今日は、今、休止中のアゼリアの件につきまして、いろんな角度から御質問をいたしますので、御答弁をお願いします。

休館から1年半という時間が経過しました。この間、検討委員会が設置されまして、聞くところによりますと、2回ほど検討委員会がされたと聞いております。その前に1つだけお

尋ねますが、利用者もしくはその他の市民の方から要望書というか、再開に向けたということかもしれませんが、署名活動があつているという話も聞きます。その状況について少し聞かせていただければと思います。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

署名につきましては、3月1日にプールの休止を行っておりますけれども、その後6,000名近くの署名がこちらに提出されております。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） 住民の署名ということで軽々には扱われないということではありましようけれど、少し長くなると思いますが、まとめていろいろ質問したいと思います。

様々な問題点というか、施設の外観とか、屋根、天井、温水プール、地下にある配管とか、そういうものをどういうふうに状況把握しておられるのか、お尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） まず初めに、検討委員会の開催状況についてでございますけれども、昨年11月1日に第1回目を、本年3月28日に第2回目の検討委員会を開催したところでございます。

御質問のありました問題点につきましては、第1回目の検討委員会の際にアゼリア21の施設の経緯を説明すると同時に、その中で当方が整理した現状と課題ということで説明を行っております。その課題の主なものを幾つか挙げてみたいと思います。「つり天井の工法が現在の建築基準法で認められていないことから大がかりな改修が必要となるため、工事費用が高額となること」「湧出する温泉の温度が低いことから浴場とプールへ供給するために高額な燃料代が生じていること」「指定管理として管理を委託しておりますけれども、利用料金だけでは賄うことができないため、毎年6,000万円を超える管理委託料を支払っていること」など、数ある課題の説明をこちらから行ったところでございます。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） 分かりました。要点をまとめて検討委員会に提示されたということでございます。

そうした中でも今まで1年半という経緯は少し長すぎるのではなかろうかと私自身は思うわけです。長すぎるというか、その結論に至るまでは非常にいろんなことが問題視されるかと思えます。経済的な問題とか、どこまでどうするか。しかし、そういうことを勘案しながらも1年半という時間の長さは非常に問題がある。だから、促進というか、その辺の検討委員会に市としてももう少し急いでいただけないかとか。提示したものについて答申をいただいて、行政が判断するという格好になると思うんですけど、結局その辺の問題について1年半。そうしたら、あとどのくらいかかるかと私もずっと考えていると、今の状況からするとあと1年半ぐらいかかるのではないかと。せつかくの施設であります。だから、どういう方向性というのをいつ頃を目指しておられるのか、今見えないんです。行政がいつ頃までに

どういふ答申を得て、それからその結果を得て、行政で判断されて、どこまでどうするとか、また議会に提示して、それを理解いただいて着工するという形になると思いますので、工事をするにしてもそれまでにかかる時間、いつ頃までにどういふ形でしょうとされているのか、その辺のところをお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） 検討委員会が長すぎる、間隔が空きすぎではないかという御指摘でございますけれども、昨年は新型コロナウイルス感染症に関して緊急事態宣言やまん延防止等重点措置なども発令されておりまして、こちらで開催しようと思っても開催できないという現実がございました。検討委員会は、どうしても対面での会議とならざるを得ませんので、事実、第1回目の検討委員会も8月に開催する予定でいたんですけれども、人の移動の制限とかがございまして、第1回目を開くことができたのが11月1日になったというのが事実であります。

今後どうするかという御指摘でございますけれども、今年度は、検討委員会につきましては5回分の委員会の諸費用を計上してございます。ですから、5回で終わるということではなくて、あくまでも検討委員会にすべての判断を委ねておりますので、検討委員会で出されたときが終わりということになりますので、こちらからいつまでということをお願いしていることではございません。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） いつまでということではないということですけど、より早く何らかの形で、検討委員会にいつまでとかいう話でなくても、検討委員会から出された答申に対して、ある程度行政でも判断しながら、なるべく早く決断をしていただかないと、どうなることやらと今の状況では思うわけです。

それと、後から話しますけれど、結局利用されている方が主にですけど、いろんな面で非常に不満を持っておられる。ところが、大半の方ですけど、利用者が何名おられるか知らないけれど、普通はほとんどの方はあまり関心がないと思います。それで、その辺のことを考えるのではなくて、やっぱり行政としても我々としても今からのアゼリアの姿をどういふ形かで早くしていかないといけないと思うんです。その辺のことに対して、時間的なものについてはどういふふうを考えておられますか。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） 時間的なものという御質問でございますけれども、今回の検討委員会の設置については、アゼリア21が、これまで何度も申しておりますように、毎年6,000万円を超える指定管理料を払った上に改修に高額な費用を要することが分かるという事実がございましたので、改めてこの在り方について検討いただくということでございます。検討にはそれ相応の時間が必要と思っておりますので、そこは丁寧に御審議いただきたいと思っております。ただ、早く再開してほしいという御意見があるのは私たちも承知しておりますので、その辺の意見は検討委員会にきちんとお伝えしたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18 番（田中則次君） 今言われました 6,000 万円という費用について、東京アスレティッククラブですか、これは前後するかもしれませんが、当初、会費は 4 万円だった。それが今 2 万 5,000 円になっている。その経緯とか、それは後から一緒に聞きますけれど。3 番目に私は質問しようかと思ったけれど、アゼリアの経営収支改善調査委託費が 50 万円組んであります。委員会の中でも触れましたが、旧一の宮町時代からこの建物については非常に賛否両論、経営の問題についていろいろあって、特別会計で処理していた。分かるでしょう。特別会計ですね。部長は一の宮町におられたから。特別会計で処理をされていた。それはなぜかという、その収支に対して非常に神経をとがらせてきた部分があるんです。今は一般会計に移されて、私も委員会の中でその収支についてはあまり質問しなかったこともあります。当初はしていたんです。だけど、最近はしなかったんですけれど。結局、そういうことで指定管理になってから、収支についてあまり触れてこなかった。これは事実です。我々としてもですね。だから、結局そういう経営収支改善調査も業務委託だということでございますけれど、このことについてはどこにどういう形で今頃そういうことをされるんですか。そういう収支というのは、特に一番最初から我々が一の宮町の時代から思っていた特別会計において中身をきちんとしなさいということはずっと言ってきた。そのことが今になって、そういう 50 万円の費用を使って、その辺をするということは少し遅きに失しているのではなからうかと思うわけですが、その辺はどういうふうに感じておられますか。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） 御質問の委託調査でございますけれども、この調査については、現状の収支のまま施設の改修となれば単に赤字を増大させるだけになってしまいますので、今後の収支改善を見込みながら施設改修等をセットで考えていく必要があると考えております。ですから、業務委託によりまして、現在の利用状況の分析と調査を行って、利用者数を算出することで収支の見込みを立て、検討委員会で判断いただく検討項目の一つにしたいと考えているところでございますので、御質問にあります経営を指摘するような調査ではございません。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18 番（田中則次君） それは分かるんです。ですから、経営を指摘するような調査ということではなくて、これからの経営をどうしていったらよかろうかという、改修とともにそういうものもしていかなければいけないということでしょう。だから、それは分かるんです。そうしたら、プロポーザルに出される以前は、年間会費は 4 万円でしたね。そして、プロポーザルに出されて、まずどのくらいの経緯か知らないけれど、2 万 5,000 円になった。4 万円のとときの人口と 2 万 5,000 円になったときの人口、そのときの収支の対比は分かっていますか。4 万円のとときはどのくらい来られて、幾ら上がっていた。大まかでいいです。2 万 5,000 円になったときは何人くらい来られたということ。そして、2 万 5,000 円にしたのはどういうことで 2 万 5,000 円にされましたか。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） 4 万円と 2 万 5,000 円という金額につきましては年間の会費の

ことだと思いますけれども、恐らく運営を行っております東京アスレティッククラブのほうで利用者の拡大につながるために年間の会費を下げたのではないかと思います。ただ、これは条例で決まっておりますので、そういった意見を受けて、こちらで議会上程したのだと思います。

利用者数については、平成 27 年度まで相対的にずっと落ち込みがあったんですけども、平成 28 年の熊本地震を境に入浴者数のほうが逆に増えておりまして、この辺の分析も必要かというところで、先ほどの委託調査を上げているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18 番（田中則次君） 分かりました。

それで、再開をめどとして、今、検討委員会とか経営に対する委託とかをされると思います。いずれにしても、市民の関心事は非常に多いわけです。今の状況でどうなることやとかいうことで、それと収支についても我々も少し無頓着なところはあったけれど、もう少し関心を持たないといけないという思いも持っています。だから、これからその辺のところも含めて、より早い時間に行政として方向性を定めていただきたいと思います。その辺をよろしくをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） 委員会については早く進めたいという御意見でございますけれども、そのような方向でお話はさせていただきます。ただ、検討委員会でもこういった資料が欲しいということも提案がございますので、そういったものを整理するのにも時間がかかります。ですので、開催時期等については御理解いただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18 番（田中則次君） ですから、私は検討委員会の方の話を特別聞いたわけではないですけど、今の話によると、検討委員会の方もそういう資料が欲しいということであれば、もう少し具体的な資料の提示の仕方とか、結局行政の思いとか、その辺のこともある程度入れてやって、検討委員会のほうで判断をしていかれる形にしていかないと、何か先に進まないような気がするんです。だから、その辺の検討委員会の開催も含めて、より前に進めていただきたいと思います。それをお願いしておきます。

それと、検討委員会のこともそうですけれど、経営収支のことについてもしかりですけど、私は教育委員会がどうのこうのということではないけれど、もう少し行政の中で、昨日何かありました、どなたか特別な人をつけてとか、専門的な人をつけてとか、そういうチームをつくってとかいう、教育課の中だけでできるんですか。いろいろな話は。ここに部課長もおいでですから、市長も副市長もおいでですけど、その辺のことをプロジェクトチームとして、もう少し何か広げる気持ちはございますか。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） 今回の検討委員会は、教育委員会からの正式な形ではありませんが、諮問という形で外部に委託しておりますので、その点については現行のままでよろしいかと思っております。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18 番（田中則次君） それだったら、教育委員会は結構でございます。

教育委員会については過疎債についてもお尋ねしようと思ったんですけど、改修に当たってはいろいろな財政の方向性もあると思いますので、その件は今回控えたいと思います。

2 番目に上げておりました自転車ロードレース国際大会というのが先般報道されました。「ツール・ド・九州 2023」に向けた対応ということで観光課長にどのようなものなのかをお尋ねします。それと、ルートとか、行政がどういう形で携わっていくのか。それと、観光とか、その辺に対する影響はあるのかとか、その辺のところを観光課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ツール・ド・九州でございます。まず、この計画自体は、九州初の自転車のロードレースということですが、九州地方知事会及び九州経済連合会で計画されております。主催はレースのコースとなります福岡県・熊本県・大分県の3県と九州経済連合会が主催しますので、先日新聞で出ていました国際公認のレースにする申請自体は実行委員会が行うこととなります。開催時期ですけれども、来年の10月上旬です。4日間となります。

内容を簡単に説明します。コースは、福岡県・熊本県・大分県のコースで、全長490キロで競われます。参加想定チームは18チームでありまして、海外が8チーム、国内が10チームで、大体8人以下で編成されることとなります。大会3日目が熊本県のコースで日曜日になるのではないかと思います。全面通行止めになるんですが、あくまでこれは申請されるルートですので、予定として説明しますと、南小国町の瀬の本高原ホテルがスタートです。そして、やまなみハイウェイをずっと下っていきまして、城山展望所を通過して、市役所横を通過して、国道57号に当たって左折して、坂梨から国道265号に入って、高森町を抜けて、南阿蘇村がゴールと。南阿蘇村の中には周回コースが設けられるということです。村の中を5周。なので、南阿蘇村では観客動員が見込まれるということで、阿蘇地域として非常に経済効果を期待しているところでございます。

阿蘇市の対応という部分では、国際大会ということですので、インバウンド消費を期待しております。阿蘇市も観光地と商店街に多言語のさらなる強化をしていくこととなります。日頃からコギダス協議会で受け皿としてはサイクルステーションを40か所設けておりますし、阿蘇でしか体験できない草原の中を走るコースとか、幾つも準備しておりますし、マップとかいろんなムック本も多数用意しておりますので、いつそういったものが行われても受け皿としてはいいと。また、地域からもこの大会を盛り上げたいんだという声をいただいておりますので、皆さんと今後計画をしていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18 番（田中則次君） 来年のことでもありますが、観光課として、より阿蘇市にとって何らかいい方向に向かうように努力をお願いしておきます。結構です。ありがとうございました。

3 番目に建設課にお尋ねします。諸般の報告で平成 24 年の災害復旧・復興から非常に取組んでおられて、特に東岳川についてはいろいろ御努力をいただいて、現在は県も含めてある程度進んでいるところでございますが、先般から質問を申し上げておりましたけれど、そのとき東岳川の上流部にあるスリットダムの高さの問題で課長にお願いして、そうしたら課長が底をさらったと。ところが、30 センチぐらいしかなかったということで、スリットダムの高さの機能というか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

なぜそういうことになるかと聞きますと、御存じのとおり、ダイワハウスの前にあれだけの大きなスリットダムができました。聞くところによると、東岳川もずっと上流にいくと、全部で3基できていると。しかし、それでも流木が流れてきたという状況でありましたので、地域の方々からすると、隣にいいものができる、うちのものが何か貧弱に見えるような感じで非常に不安に思っておられます。この前、先立って盤名木川のダムの見学会もありましたけれど、私は何回か行きましたので知っておりますけれど、盤名木川の下にあるダムは県がつくったもので、それこそ盤名木川のダムとは全然違うわけです。そういうことになると、地元の方は、とにかく隣にいいものができる、我が家もという気持ちになります。

それで、それは別として、この前、見学に行ったスリットダムの高さが、要するに上から2つのものが抑えきれなかった流木に対して、高さが機能するのか。その機能の範囲をどういうふうに捉えておられるのか。県も含めて、市の建設課としてどういうふうに捉えておられるのか、お尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） お答えいたします。

高さ、形状の根拠というところだと思いますが、おっしゃるとおり、現地確認したスリットダムは台帳を確認しますと3メートル程度と、現状の半分以下ということでございました。平成5、6年に整備されておりますが、そのスリットダムを含めまして、東岳川上流域には支川と合わせて25基の砂防ダムが整備されておりました。そのうち3基がスリットダムということで流木を捕捉する機能がございます。現地を確認したスリットダムについては最下流部に位置しておりまして、その上のスリットダムでは以前流木を捕捉したという記録が残っていると県からお聞きしております。一方、泉川とか、直轄砂防するダムにつきましては、上流部に堰堤がない、または少ないという状況でございまして、上流域の不安定土砂の量、河川・溪流の勾配、幅、地形などからダムの位置や大きさが計画されますので、少ない堰堤の数で機能を発揮するよう整備されているものと考えております。

○議長（湯浅正司君） 田中則次君。

○18番（田中則次君） 今説明を伺いました。いわゆる砂防ダムの機能とスリットダムの機能はもちろん違うわけです。それで、私もこの前、課長にお伺いして、県の話として上流部にあと2基あるということでございますけれど、現実として下流域にまだまだ流木が流れてきた経緯が2、3回あるということでございますので、その高さの件について、私は高さだけと思っておりましたので、その辺のところについてお尋ねしたわけでございますけれど、その辺の理由であれば。だから、砂防ダムとスリットダムはもともと違うわけですね。堰堤

の機能も違いますし、堰堤と砂防ダムとスリットダムは全く違う機能のものでございますので。ただ、そういう思いをいろいろ地元の方々が言われるものだから、機能についてお尋ねしたところでございます。その辺の機能について、これから先、流木とかあったときには、またいろいろとお願いをして、県にまたお願いをしていただくことになるかと思っておりますので、その節はよろしく願いしておきます。

以上でございます。それでは、私の一般質問を終わります。

○議長（湯浅正司君） 18番議員、田中則次君の一般質問が終わりました。

続きまして、4番議員、甲斐純一郎君の一般質問を許します。

甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） おはようございます。4番議員の甲斐純一郎でございます。発言通告に基づき、質問をさせていただきます。

私は、市民の皆様には御理解いただける質問を心がけていますから、これまで質問した事項と重複する点が多々あるかと思っております。まずは、執行部の皆さん方に御協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

まずは、第一次産業の活性化施策を検証したいから質問をいたします。私は、これまでの一般質問の中で第一次産業の活性化が他の産業、商・工・観光業への活性化につながると提案をさせていただきました。それには幾つもの方法論があるかと思っておりますけれども、第2次阿蘇市総合計画（後期基本計画）、そしてこのたびの過疎地域持続的発展計画変更を参考に申しますと、やはりその根源は農業生産基盤の整備促進が基本と考え、事業推進と維持管理費負担軽減を最初に話させていただきたいと思っております。

まず、農業生産基盤の整備促進の推進状況と現状についてであります。阿蘇谷大規模圃場整備事業においては、ほとんどの農地の区画整備は完了いたしております。しかし、既に40年が過ぎております。昨日は50年という話も出ておりましたけれども、用水路をはじめ、農業用施設の老朽化が著しく、再整備が必要な状況となり、工事が現在実施されているところであります。この言葉は、先ほど申しました過疎地域持続的発展計画変更分の中にも当然記載されております。まずは、整備促進の推進状況と現況につきまして、担当課長から説明をお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。お答えさせていただきます。

阿蘇谷地区の県営圃場整備事業でございますが、現在、昭和45年に整備した工区は50年経過いたしておりますけれども、多くの工区が40年以上経過しているということで非常に老朽化が著しい状態でございます。更新基盤整備事業ということで再整備事業を県営事業で行っておりますけれども、現在、再整備完了工区を合わせまして約4割が事業着手いたしまして推進を行っている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。

私は、私なりに状況を確認いたしました。旧阿蘇町においては、今、課長が申された中の

話であります、13 地区のうち、3 地区が完了、2 地区が現在実施中、8 地区がその事業を待機しているということでもあります。また、一の宮におきましては、当面する計画の 3 地区のうち、2 地区が完了している。そして、これから計画を立て、あと 1 地区、それから計画に上げていない 2 地区も当然これから先、再整備をする必要が生まれてくるのではないかと思います。要は、阿蘇谷地区の事業推進状況は、今、課長からもお話があったように、約 40%の進捗状況だろうと思います。

それで、何でこれを話すかといいますと、再整備が完了した地区は、これまでと違い、国策に沿った農地集積や経営規模拡大による効率的な農業経営ができています。ちなみに、老朽化で機能低下した用水路等を再整備したことにより、飼料作物・麦・大豆等の作付けによる高度利用が可能になっていると。このあたりのデータは把握されておりますでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 細かな数値化したデータについては持ち合わせておりませんが、再整備事業を施すことによりまして乾田化によります農地の高度利用、また品質向上、収量の改善といったものが事業効果として現れているものだとということで確認をいたしているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4 番（甲斐純一郎君） 先ほど申しましたけれども、今この事業の進捗率が 40%ということでもあります。ということは、残り 60%が湿田であると。国策・県策がいかに立派な絵を描いてきても、現実には、組合員はその国策・県策に合わせて事業をやりたくてもできないというのが現状ではなかろうかと思えます。また、優良農地として条件整備をしなければ、いくら情報提供をしても、いくら高いアンテナを立てても、農家の支援体制は得られません。私が常々申し上げております第一次産業の活性化とは、今この時代、農家全体が潤うということではなく、少子高齢化の中で国策に沿った経営がそれぞれ対応できるということこそ第一次産業の活性化につながっていくのではないかと思うところであります。そうしますと、何が言いたいかといいますと、この事業を大至急やらなければいけないということです。これまで予算がないとか、財政上とかいう話もよく聞きます。しかし、本当に第一次産業が活性化するためには、やはり予算を一番につけて、再整備を完了する。そして、優良農地をつくるということが一番大事ではなかろうかと思えます。

昨日、一般質問の中で多面的機能支払交付金事業の話が出ておりました。これは、県営整備事業と並行して農地及び農業用施設が多面的機能を有するというので、その維持管理に対応できる制度として現在活用されております。昨日、五嶋議員のほうで言われた畦畔整備、これも実はこの多面的機能対応でありまして、地元負担がないということでありまして、組合にとってはすばらしい事業ではないかと考えております。現状、県営事業で対応できない場合は、揚水機場をはじめ、農業用水施設の補修、農業用施設の延命をしていかなければならないかと思っております。

そして、前回の一般質問の中におきまして電気料ですね、これは非常に頭の痛い問題だという話をしました。そうしましたら、農政課長も、両改良区と協議し、県と一緒に前

向きに検討するというお言葉をいただいたところであります。そこを一つ繰り返しお願ひしたいと思ひます。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） これまで、先ほども御説明いたしましたとおり、更新基盤整備事業を進めてきたわけでございます。

まず、今回の更新基盤整備事業につきましては、農地集積が要件になっております。現在、国が目標としております令和5年度末の全耕地面積に対して8割を担い手に集積する目標がございますけれども、現在、管内の水田においては79%ほどの集積率、畑を含めると5割程度といった集積率となっております。

今回、管内19の圃場整備工区がございますけれども、なかなか19工区すべてを同時に耕作者、農家の方々の御要望によって事業を導入したいということは当然厳しいところがございますので、現在3つの圃場整備工区という形でそれぞれ年次計画によって整備をさせていただきます。したがって、今申しました事業規模、また財政状況を十分考慮しながら、国・県、また関係土地改良区と協議を行いながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。

2、3日前、農林水産省の幹部の方と話しました。今この時代に金を払ってまで整備するところはないですよ。要は、今、課長が言われたとおり、集積とか中間管理機構とか、そういったものをフル活用しながらやっていかなければ、当然限界が近づいているのに、さらに金を出せといっても難しいというのを認識しているという回答もいただきました。ということになりますと、やはり末端からどんどん要望していかないと、そのテーブルにつけないということではないかと思ひます。

1、2、3と書いてありますけれども、まとめは最後にしたいと思ひますので、2番の農業担い手の育成支援、これは認定者、新規就農者の支援体制整備について質問をさせていただきます。先ほど課長から、総合計画で目指す指標で現状、最終目標は令和6年ですか、についてお話がありましたけれども、そこを含め、これからの計画をお話いただければと思ひます。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 農業担い手の育成支援というお尋ねでございます。現在、担い手に対します国の支援策ということで機械・施設整備導入等に活用できる3割補助、また5割補助のそういった補助事業、また制度資金面への利子補給といった支援メニューが継続して行われております。

新規就農者につきましても、県知事の認定を受けた認定新規就農者でございますけれども、現在、新規就農者育成総合対策としまして、今年度から制度が新規に制度化されまして、経営発展の支援、また資金面の支援など、メニュー化がなされたところでございます。また、新規就農者につきましては、市の単独で経営発展事業補助金150万円を上限に打ち出してお

りまして、そういった国・県、また市の事業効果等もあり、現在年間 10 名近くの新規就農者が定着しているという状況でございます。

しかしながら、国の制度からしますと、なかなか具体的な担い手の定着、また大規模農家への支援策といったものが若干薄れてきているところも状況的には見受けられますけれども、引き続きこういった国・県、また市独自の支援策を施しながら、少しでも担い手の育成確保に向けて今後も継続してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。

私も総合計画の指標を確認しました。認定農業者数あるいは新規就農者数を見ますと、非常にハードルは高いかと思えます。このハードルを越えるためには、この数字を超える以上に、組織も、あるいは行政も頑張らないと、この数字は超えられないのではないかと考えているところであります。

実は、阿蘇地域農業振興協議会発行の「農業師匠」を拝見しました。阿蘇市におきましては、野菜部門が5名、畜産が7名、花卉が1名、水稻等が3組織ということで名前を拝見しまして、思ったのは、本当にすばらしいリーダーの方ばかりでございまして、これは非常に頼もしい限りだと思ったところであります。

しかし、この師匠さんたちが納得する優良農地、条件が整っているかということになりますと、今現在では疑問です。要は、これまでは年老いた人が「うちの田を作ってください」と言われていた。ところが、今は違うんです。反対です。「作ってください」が、「お願いします」と。いわゆる利用する人のほうが権利が強くなっている状況であります。その条件の一つが、今言う、湿田で形状が悪く、そういうのはもう御免被るという状況でありますので、やはりそれを考えましても、急いで対応しなければいけないかと思えます。

しかし、このすばらしいリーダーの下におられます新規就農者の中におきましては、私も聞いた話ですけれども、そのリーダーを中心にそれぞれが一つになり、極意を極めるため、土壌改良調査、水質調査等々を切磋琢磨されていると聞いております。課長、御存じですか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 議員から農業師匠制度につきまして御説明をいただいたところでございます。これまでも阿蘇地域7市町村で連携を行いまして、地域の受け皿となる農業師匠の方々を登録いたしまして、現在、阿蘇地域に60名ほどいらっしゃいます。阿蘇市でも、先ほど数字を言われましたけれども、20名近くの師匠さんが認定されておりますけれども、そういった中で、実際この制度を活用されまして、研修終了後に管内に移住されまして定着されるわけでございます。そういった中で、その師匠との間でやはり強いコミュニケーションが構築されてございまして、農地の斡旋、また施設の斡旋等が行われているところでございます。中でも、地域でそういった制度を活用して就農した方々がグループ化したしまして、先ほど言われました土壌分析、また共同でそういった切磋琢磨していくといった部分のグループが形成されているといったところは、現在非常に今後の担い手の定着といったものにつきましては他地域にも広げていく必要があるといったところで、それぞれ定着された

後継者の方々との意見交換等を踏まえまして、そういった検討をしてみたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） 私が思いますのは、どこの市町村もこういうマニュアルを作るときには国主導で全部同じだろうと思います。それが差が出てくるということになりますと、何で差が出てくるかということ。それは、リーダーの発想の差、そしてそれをフォローする行政の差ではないかと思います。他地区を見ますと、地域おこし協力隊を取り入れているところもあったり、それぞれよそとはちょっと違ったこと、一つ変わった対応といいますか、それをやる気のあるところはそれぞれ地道にやっておられるのではないかと思います。

今、地域おこし協力隊という話をしました。この地域おこし協力隊は期間があるようで、その期間が終了したときに、近隣市町村、もちろんその市町村もそうですけれども、そこに残る人は62.8%が残られるというんです。ということは、どんどん過疎化するのに、より高いアンテナを立てて、阿蘇のメインブランドをぐっと前に出すならば、相当の人が阿蘇に住みつかれるのではないかと考えているところであります。そこはいかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 地域おこし協力隊の制度は以前から承知いたしておりますけれども、先ほどおっしゃいますとおり、約6割の方が定着されているということでございます。

まず、現在、阿蘇地域で行っております、先ほど申しました農業師匠制度は、年間10名程度の阿蘇市管内については御相談がありまして、そのうちそれぞれの師匠に研修なさるわけでございます。研修終了後の就農によりまして、離農者は極端に少ない状況でございますので、こういった新規就農者、後継者の部分の担い手対策につきましては、引き続き農業師匠制度をさらに充実・拡充いたしまして進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。

次、3番の農地の有効利用の促進と経営支援、集落営農及び農業法人について、お尋ねいたします。

集落営農法人の現状と今後の方針について。それから、農業法人10団体、現在あります。その現状。それから、担い手、農業法人への農地集積率、先ほど80%と言われました。その辺について、課長から説明をお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 現在の農業法人の経営状況といった御質問だと思います。平成27年から令和2年までかけまして10の農業法人が設立されたわけでございます。これにつきましては、県の農地集積加速化促進事業を活用いたしまして設立に至ったわけでございます。実際この法人の経営としまして米・麦・大豆の土地利用型農業、土地利用型作物を中心としまして経営の中心となっている状況でございまして、現在、二毛作としまして全体の面積は1,320ヘクタールの面積となっております、農地利用率としまして130%となっております。その農業法人の中で、実際125ヘクタール、また集落営農組合でござ

ございますけれども、132ヘクタールといったところで、令和4年産の、これについては二条大麦の作付けでございますけれども、およそ302ヘクタールに対しますと大半を集落営農組織が占めているという状況でございます。また、土地利用型作物ということで非常に天候に左右されるわけでございます。そういったものも、今後は天候に左右されない作物の新規導入も含めて引き続き支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） 実は私の地区も今年法人化しまして、1年生をやっております。何はともあれ、みんなで話し合いながら、目標を持ってやっていこうと一生懸命やっているところでありますけれども、この10組織の事務局は、JAのほうで何かされて、話し合い、ともに切磋琢磨でという形を計画されていると聞きました。しかし、現状は、コロナ禍という状況でありますので、年に1回あるかないかという話も聞きました。宮崎に研修に行ったりとかいう、先進地視察をしたという話も聞いております。しかし、それらを考えたときに、やはりそこにJAが窓口かもしれませんが、今、課長がおっしゃった新規導入というか、新しいものを取り入れるという部分については、行政と一緒にアドバイザーという形で中に入っていただくのがいいのではないかと。高みにいて、答えばかり見て判断するのではなくて、やっぱり一足も二足も足を入れていただいて、判断していくならば、この10組織も、逆にもう少し増えないかと考えているところでございます。所見をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 今回、令和2年度までに10の法人が設立したわけでございます。先ほど言いましたとおり、経営安定に向けた支援策といったものは当然必要なわけでございます。設立までが行政、また関係機関が支援するものではなくて、農業法人設立からがスタートと考えておまして、現在、理事会等にも私ども、またJA、農業公社等々の関係機関が参加いたしております。現在コロナ禍でございますので、視察研修等々の部分がなかなかできない状況でございますけれども、できる限りそういう話し合いができる環境をつくりながら、今後も引き続き関係機関と連携を取りながら支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。

1番の第一次産業活性化施策を検証したいという部分についての最後のまとめではありませんけれども、私としましては、専業農業者の高齢化がどんどん進んでまいります。農業経営を行う上では、やはり優良農地の確保というのが急務でありまして、先ほどから申し上げておりますとおり、国・県に予算要求をしながら、できるだけ早く優良農地を確保することが一番だろうと思います。先ほど財政上のうんぬんという話もありました。詳しくは分かりませんが、やはり今の時代は特別交付税で返ってくるという状況を考えるならば、それは市の判断ではないか。市がやるぞと言えば、どうにでもできるのではないかと適当に考えているところであります。そこは考え方が足りないかもしれませんので、お許しいただきたいと思っております。

また、私はこの原点が解消されれば、先ほども言いましたけれど、阿蘇というブランド、このブランドを光らせる。大きな高いアンテナを上げる。そうしますと、すぐに阿蘇だということ、他県の人たちの見る目が相当違うだろうと思います。そうすると、そういう組織の人たち、都会を離れて田舎で生活するという人たちが多く集まってくるのではないかと、思います。そこには、やはり行政主導が一番ではないか。そこがあるかないかで相当差が変わってくるのではないかと考えているところでございます。

現在、専業農業者の平均年齢が 66、67 歳ということを知ります。我々の法人下ではあと 5 年したら、がらっと変わってしまうよということをいつも話しながらやっております。やはりそこも行政のほうでしっかりとリーダーシップを発揮していただきますと、それぞれ初期目的に沿った数字が表われるのではないかと思います。総合計画の中で「ONLY ONEの世界へ」という言葉が使われております。その辺、農政課長、いかがお考えでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 議員がおっしゃるように、阿蘇ブランドといったものを全面的に活用する必要があります。昨今、大規模災害が非常に予期せぬ形で発生するわけでございます。また将来的な地球温暖化等々の気象変動も想定されるわけでございますけれども、まずは第一次産業、農業の基盤づくりの確保といったところでしっかりと国・県の事業を活用いたしまして整備していく。また、一番大事なのはやはり地域の担い手の確保・育成といったものが非常に大事なところでございますので、将来的に阿蘇でできたものを阿蘇ブランドということで全面的に発信していく、また将来に阿蘇の農業、また農地を後世に引き継いでいくという取組を併せまして、今後しっかりと頑張っていきたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） ありがとうございます。

私は、再三申し上げますけれども、第一次産業だけがよければいいということを言っているわけではありません。第一次産業が活性化することによって、商・工・観の3産業、ここも元気になっていきますということを言っているわけでありまして、そこは、農政課長、しっかり優秀な頭をひねっていただいて、頑張っていきたいと思っております。農政課長、ありがとうございます。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） 次のアゼリア 21 について質問をいたします。先ほど田中議員より同じ内容の質問がされましたので、できる限り重複しないように考えてまいりたいと思っております。また、アゼリア 21 検討委員会には議会から藏原、古木両議員さんが入られておりますことから、大変恐縮ではございますけれども、お許しいただき、質問をさせていただきたいと思っております。

私は、アゼリア 21 温水プールにつきましては、今回で3回目になります。去年の2月に温水プールが休止して、翌3月議会、6月議会で質問してまいりました。毎回しているわけですが、現状はといいますとコロナ禍、執行部もそれらで非常に悩まれている

ということで心情的には理解しているところでございます。

しかし、先ほども話がありました存続を願う会は、そのようなさなかでありますけれども、教育部長が6,000名と今言われましたけれど、違います。6,250名、手元には8,000名の署名が集まっているんです。そのときに、副市長から「この勢いは敬服します」というお言葉もいただいたところであります。そして、田中議員からも話がありました。それから1年6か月経っているということです。私の知っている会員さんは、紳士淑女の方たちばかりでございますので、そういう状況を十分理解して、自分の感情をぐっと抑えて待っておられると察しております。すべてをコロナにかぶせてしまえばそれまででありますけれども、やる気があれば、先ほどオンラインは駄目とか言ったけれど、やはり本当にやるぞという気になれば、どの手でもやらないといけない、前に進めないといけないと私は考えているところであります。

現状は、3月28日に第2回の検討委員会があり、検討案件10件が出され、今、見積み、検討されていると聞きます。より早く行政に主導していただいて、検討委員会が前に進むように願っているところでございますが、教育部長、お答えをお願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） 失礼いたします。ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

初めに、署名者数の訂正についてでございますけれども、甲斐議員がおっしゃるとおり、第1回目の署名の提出は6,200名ほどあったんですけれども、重複があって、精査した結果、6,000名近くの署名数となっております。ただ、その後、追加で1,300名ぐらいの署名数がございます。総数でいきますと7,200名ぐらいの署名数になってございます。

検討委員会について審議を早く進めていただきたいという御要望でございますけれども、その御意見は真摯に受け止めたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） 時間がなくなりますので、最後にしたいと思いますけれども、文教厚生常任委員会の委員長報告の中でも各小学校のプールを維持するための労力、経費などを考えると、アゼリアのプールが使用できればコストダウンになるという話も上がりました。また、学校の授業におきましてもそうですけれども、先生方がプールで対応されると3人いるんです。アゼリアに授業を持っていくと1人の先生だけでいいということになると、先生たちが忙しいという御時世ですから、先生たちの仕事も省けるのではないかと勝手に思うところであります。やはりそういったところも検討委員会で検討されているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） ただ今の御意見については、まだ審議の中に入っておりますけれども、御参考として御意見はお伝えしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） 今回の過疎化の中でプール改修事業の中に教育施設というのが追加されました。これは、この件とは関係ありませんか。

○議長（湯淺正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） 今回のアゼリアと直接結びつくものではないと思います。

○議長（湯淺正司君） 甲斐純一郎君。

○4番（甲斐純一郎君） これは再三申し上げておりますけれども、利用者が自主的に健康づくりを行い、医療費の軽減に貢献されてきました。今はといたら、皆さん病院にお金を払っています。やはりそこをもう少しお考えいただき、御検討いただければと思います。

時間がまいりましたので終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（湯淺正司君） 4番議員、甲斐純一郎君の一般質問が終わりました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） それでは、11時25分から再開します。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（湯淺正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして、9番議員、園田浩文君の一般質問を許します。

園田浩文君。

○9番（園田浩文君） お疲れさまです。

九州北部地方、昨年は5月半ば、今年は6月半ばに梅雨入りとなりました。例年の梅雨明けは7月19日前後ということで、あと1か月間ぐらいいはこういう梅雨空の下かなと思っております。

早いもので、あの九州北部豪雨災害から10年の節目の年となりました。今後も予防的避難を念頭に置いて一人の被災者も出ないように市民の方々と行政、議会と一つになり、皆様の安心・安全な暮らしを支えていきたいと思っております。

本日は、会議室において、私の地元より数名の方が傍聴に来られております。付託を受けた議員として市民の意見、地元の意見を議会に伝える役目ができることは大変重く受け止めております。今日は、いつも以上に緊張感を持って、はきはきと大きな声で雨音に負けずに質問をさせていただきますので、答弁もはきはきと大きな声で気合いを入れて答弁を願いたいと思っております。

それでは、通告書に従いまして、9番議員、園田浩文の一般質問を始めさせていただきます。

まず最初に、昨日より質問も出ておりますが、野焼き関連の質問をさせていただきます。

まずは、高齢化や有畜農家の減少で野焼きの危機だと感じております。阿蘇市内の牧野組合数は66、そのうち固定資産税を納付している共有原野は、私たちの西湯浦牧野も含めまして9牧野となっております。現在の牧野組合数、有畜農家数、野焼きの面積など、10年前に比べてどのくらいの減少になっているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（湯淺正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 失礼いたします。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

まず、阿蘇市管内の牧野組合数でございますけれども、66 団体でございます。有畜農家数でございますけれども、令和 3 年の数字で申し上げますと 228 戸でございます。これについては、繁殖農家を対象としております。頭数としまして 7,460 頭という数字になっております。野焼きの面積でございますけれども、全体で 9,800 ヘクタールでございます。そのうち、一斉火入れ、一斉野焼きに関しましては 8,900 ヘクタールになっております。

有畜農家数でございますけれども、10 年前からの推移でございますけれども、平成 23 年につきましては、有畜農家数 349 戸ございまして、約 65% 台に減少いたしております。また、頭数としまして 8,783 頭ということで、約 15% の減です。牧野組合数については、ほぼ横ばいでございます。野焼き面積につきましては、平成 28 年の熊本地震により野焼きが実施できない牧野が 6 牧野ほどございましたけれども、平成 31 年までに再開されまして、微減ではございますけれども、現在 9,800 ヘクタールの野焼きが実施されているということでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） (1) の高齢化や有畜農家の減少が進む中、野焼きを継続するためには、まずは高齢化による野焼きの火入れ、輪地切り、輪地焼き、こういった重労働の作業軽減化が必要だと思いますが、現在は、農林水産省が所管しています多面的機能支払交付金制度、また中山間地域等直接支払制度を、野焼き日当や防火帯の整備事業に活用して作業の軽減化に取り組んでいるところでございます。

そこで、今後、後継者の育成や行政の関わり方はどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 現在、議員がおっしゃいますとおり、国の支援制度、多面的機能支払交付金制度、また中山間地域等直接支払制度を活用いたしまして、出役者に対する日当等の支援、また中山間におきましては、牧野環境整備としまして、その中でも安全に火入れができる支援策ということで、防火帯の整備などを市で支援させていただいているところでございます。

今後の担い手対策でございますけれども、ここが非常に悩ましいところでございまして、まずは安全・安心に野焼きができる環境も含めまして、火入れに特化した担い手ではなくて、畜産、またすべての農業につながるような担い手の育成、確保、またこういった牧野に関する担い手も含めまして、新たな支援策等も検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 担い手の育成というのが、もちろん地元にも若い方が残ればいいんですけど、なかなか育成には至っていないというところで、今ボランティアさんがかなり遠くから輪地切り、輪地焼き、野焼きの火入れ等、大変多くのボランティアの方にお手伝いをしていただいております。私たちの牧野も毎回 10 名、多いときは 20 から 25 名ほどお手伝いをしていただいております。このボランティアさんの人員は、毎年毎年増えていく一方

ですか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 基本、各牧野組合、地元の要請に基づきまして、農政課のほうで要望をまとめまして、グリーンストックに要望を伝えるという形になっております。したがって、増減はございますけれども、令和3年度に至りましては405名、これについては野焼きに関する数でございますけれども、多くのボランティアさんから支援をいただいている状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 課長、10年前と比べるとボランティアの数は相当増えていますか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ボランティアの数については、実際地元牧野組合員さんの高齢化が進行することによりまして、当然地域外からの人材といったものが不可欠になってございます。熊本県がまとめました調査によりますと、現在野焼きの主な中心経営体と申しましょうか、年齢別で申しますと60代の方が約3割を担っておられます。また、70歳以上が2割、また50代も2割ということで、概ね50歳以上の方が中心経営体ということで担っている状況を確認しているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 野焼き日当は、多面的機能支払交付金制度から上限が9,000円、下限が4,000円と明示はされているんですけども、この金額の差異は、面積とか組合の構成員の数ということで差異が出ているわけですか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） これにつきましては、あくまでも面積割といったところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 課長、今年、参考までに、野焼き日当の阿蘇市全体の支払総額は、大体お幾らぐらい多面的機能支払交付金から出ているんですか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 令和3年度の今回の野焼きに関するものでございますけれども、12活動組織でございまして、全体で2,259万6,000円が今回の多面的機能支払交付金によりまして、野焼き、また輪地切り、輪地焼きの出役に対する日当ということで支払われているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 今年の野焼きの参加者全員で大体何名ぐらい分かかりますか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 人数でございますけれども、野焼き従事者の延べ人数でございますが、2,257名でございます。輪地切りが1,084名、輪地焼きが699名となっております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） それでは、（2）の今年の野焼きにより、あつてはならないんですけども、事故が発生しております。今年の野焼きで発生した北外輪山一帯での事故の件数は、何件ありましたか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 3月6日の阿蘇北外輪山一帯の火入れに関する事故でございますけれども、牧野内の牧野組合員さんを中心とした人身事故が6件、それ以外の延焼によります塗装の剥離等の車両事故等が5件、合計11件でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 件数は分かりました。

その事故の詳細と責任の所在はということで牧野組合長や区長になるのかということろを少し聞こうと思ったんですけど、昨日の答弁で自治体の首長が火入れ責任者になっているのは南阿蘇村しかないという答弁を課長がされたので、それが答えかと思っておりますけれども、行政も牧野組合から取りまとめが行われた保険の加入とか対応とか、そういう仕事は牧野組合と一緒にやっていくという形でよろしいですか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） いわゆる牧野組合員さんの傷害保険、野焼きを含めます牧野の作業に対する保険でございますけれども、傷害保険としまして旧町村の部分でそれぞれ協議会がございます。そこで、牧野割でそれぞれ保険料の負担をいただきまして、一括いたしまして、それぞれの保険会社に掛金を納めているという内容になっております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） ちょっと突っ込んだ質問になるんですけど、これはあつてはならないんですけども、例えばけがや最悪の場合は死亡に至ることもあるんですけど、この補償金は大体最大で幾らぐらい設定してあるんですか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 保険の補償内容としまして、あつてはなりませんけれども、万が一亡くなられた場合については3,000万円でございます。そして、入院の日額としまして1万円でございます。日帰り通院としまして日額5,000円という補償内容になっております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） これは、自動車等の物損事故等にも使われるんですよね。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） これについては、あくまでも野焼き作業中の不慮のけが、事故等に対するものでございますので、物損等については入ってございません。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） じゃあ、今年、車両の事故あたりが5件あったというところの対応には使っていないということですか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 昨日の一般質問でも御説明させていただきましたけれども、市

の総合賠償保険のほうで現在対応、調整をいたしているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） これも何度か私が一般質問をやってきておりますけれども、交通規制について少し質問をさせていただきます。

現在、野焼き当日の菊池阿蘇スカイラインの通行止めの時間帯が午前中だけとなっております。前々から午後の時間帯も通行止めをお願いを要望してきましたんですけれども、なかなかよく分かりませんが、警察あたりとの協議、あとは観光関係でも少し関係があるのかと思うんですけれども、午後の通行止めというのができない状態でありました。

しかしながら、今年は、ああいう車両の事故等も起きていますので、今後、菊池阿蘇スカイライン関連の場所がちょうど午後に火入れになるところが大変多いので、しっかりとそれは行政として、牧野組合ともお話をし、公安委員会というか、警察に要望して、何とかその対応をお願いしたいと思いますが、課長、いかがですか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 例年、午前中10時から12時までということで県道339号北外輪山大津線を通行止めという形でさせていただいております。基本は、火入れに関しましては牧野組合の火入れ責任者という形でございますけれども、こういった主要幹線道路の部分の規制に関しましては行政の役割ということで考えておりますので、また火入れ後の各牧野組合からの今後の安全に取り組むべき要望、意見等の中にも規制、また時間帯の延長といったものが多く寄せられておりますので、今後とも警察をはじめとしまして、影響のあります観光業者等々の方々にも十分説明を施しまして、時間帯の延長等を実現してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 課長、これは本当に切実なお願いですので、その調整はしっかりとお願いしたい。安心して野焼きができる体制づくりをしっかりとやっていかないと、そういう事故があったときの責任の所在等で二の足を踏んで「もう野焼きはできん」といったところが出てこないように対応をしっかりとお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） そういう野焼きをしていると、やっぱり観光面でカメラマンの方であったり、そういう関係の方が前日から泊まり込みで駐車場あたりに駐まっているという話も聞いております。これは、観光課長、対応はどうですか。

○議長（湯浅正司君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） その問題もパトロールを当日する観光課の職員が見て、そのときはいないと。ところが、後から火がつきだすと、どこからか出てくるということで、明らかに前日からいた方だろうということでございます。やっぱりそういう方には、特に通行止めの区域とかに出てきた場合は、私としては補償できないという認識でおります。ただ、やっぱり周知がきちんとできていたかということがポイントになってきますので、今日、メディアの方も来ておられますけれども、本当に昨日の一般質問の中で「補償が怖くて、火入

れ責任者になりたくないんだ」という声も聞きましたので、改めてそういう身勝手な行動が野焼きの実施まで影響するというのを、野焼きが近くなりましたら、メディアの方の協力も得て、その辺を訴えていきたいと思います。私も草原文化を今推奨していますので、迫力ある野焼きの映像は必要です。必要だけれど、やっぱりルールを私たちもしっかりつくって、両者いい方向に努めていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） ありがとうございます。

野焼きは千年も続く阿蘇独特の春の一大イベントです。絶対なくすことはできないと思いますので、今後とも行政の協力を得ながら、牧野組合と一緒に進めていきたいと思っております。

それでは、野焼き関係の質問はこれで終わります。

2番目に入ります。昨年12月定例会でも直轄砂防事業関連の質問をいたしました。工事の継続箇所、今後の計画箇所の内容の説明をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 現在の進捗状況ということでございますが、昨年12月の定例会で御説明した内容で整備が進められておりまして、継続箇所としましては7か所が今後進められる予定でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 昨年の議事録から課長の答弁によりますと、令和3年から令和4年度末までに完成予定が西小園川の3、これは完成しております。それと、花原川1、西湯浦川1、上の小屋川2、それと先日お披露目があった盤名木川で、それから変更があるということですか。今年度末までに完成の砂防事業の箇所数はどうですか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 今年度完成が上の小屋川2が追加になります。今、議員がおっしゃったものに、上の小屋川2が追加となります。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 少しずつ進んでおりますけれども、当初の阿蘇郡市まとめて25か所というのを国土交通省が打ち出していますけれども、箇所数についてはその25か所に到達しているわけですか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 現在、阿蘇市で11か所、南阿蘇村で5か所、高森町で3か所、合計19か所で、残り6か所はまだ選定中ということでございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 当初うちの上の西湯浦の中無田川もテーブルの上に上がっていたと思うんですけども、継続されていますか。

○議長（湯浅正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） 当時、いくつかの河川が上がっておりまして、中無田川につきましては、今後確認しないと分からないという状況でございます。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） ここも平成2年の水害のときに大変な被災をされた方がいらっしやいます。下に約20戸ぐらひはありますので、そういうところの確認をしっかりとお願いしたいと思っております。

計画の中には、毎回質問している旧熊本市の教育キャンプ場上流側の湯浦川の2ですか、その計画も進んでいると思えますけれども、進捗状況と、令和7年度に完成と明示といたしますか、記してありますけれども、これは変更ありませんか。

○議長（湯淺正司君） 建設課長。

○建設課長（中本知己君） キャンプ場は、湯浦川5になります。堰堤本体につきましては、地権者が3名ということで、本年度用地交渉に入るといふこととございます。堰堤に行くまでの工事用道路が新設されますので、そちらの用地交渉がうまくいけば令和5年度に着工いたしまして、竣工予定は令和9年度ということになっております。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 何か竣工がまた1年ずつ聞くたびに遅れているような感じがするんですけれども、今のところ令和9年に完成見込みということですか。分かりました。

完成後は、防災教育の見学施設としても整備されますし、また一般の方々も利用されるキャンプ場として全国でも珍しい取組になると思えます。国土交通省の砂防事務所の所長も、先日、盤名木川で少しお話ししたんですけれども、景観にマッチした砂防にするということをおも直接話を伺いました。これも防災教育も一緒にしたキャンプ場ということで、これをまた売り込みの一つの材料として運用計画の充実と、完成後、速やかに実施できるように関係各課で検討願いたいと思えますが、主導課は教育課になると思えます。部長、いかがですか。

○議長（湯淺正司君） 教育部長。

○教育部長（山口貴生君） お疲れさまです。御質問にお答えしたいと思います。

旧熊本市の阿蘇教育キャンプ場につきましては、議員がおっしゃるとおり、防災教育という観点でこちら基本構想がございまして、工事の完成に併せて大がかりではありませんけれども、見学エリアの整備であったり、学ぶ場所から砂防堰堤までそういった道整備ということは当然こちらで考えてございまして、ですので、そういった整備ができますならば、その後の各学校への周知だとか、そういった売り込みは当然私たちのほうで行っていきたくて考えております。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 令和9年というところとちょっと先になるんですけれども、やっぱりキャンプ場の、どういう形かがはっきりとは私もまだ知らされていないんですけれども、中の水道だとかトイレだとか、そういう先に整備ができる場所は、今の時点で使えるならば話は別ですけれども、もし手を入れないといけないなら令和9年の完成と同時にきちんとキャンプ場としては利用できるように準備をされたほうがいいかと思えます。いかがですか。

○議長（湯淺正司君） 教育部長。

○**教育部長（山口貴生君）** ただ今申しましたように、工事の進捗に併せてということでもちも考えてございますので、工事が完成する頃にきちんと運営再開できるような準備は進めていきたいと考えております。

○**議長（湯淺正司君）** 園田浩文君。

○**9番（園田浩文君）** 教育部長、ありがとうございました。

2番目の土砂災害特別警戒区域のレッドゾーンの見直しについて、幾つか砂防事業の堰堤、砂防も完成しておりますけれども、レッドゾーンの見直しは少しずつできていますか。

○**議長（湯淺正司君）** 防災情報課長。

○**防災情報課長（市原修二君）** ただ今の御質問にお答えいたします。

土砂災害特別警戒区域の指定業務につきましては、法に基づき熊本県が行っております。県の阿蘇地域振興局工務課に確認いたしましたところ、砂防事業を行った箇所については、現在、整備した箇所を調査しております。調査終了後に結果の公表、それから地元説明会、市への意見聴取を経て、区域の見直しを行うということでした。

○**議長（湯淺正司君）** 園田浩文君。

○**9番（園田浩文君）** 少しずつ見直しは県の主導で進んでいくということですね。分かりました。

3番目のより実情に合ったハザードマップとして土砂災害の危険性がある地域への詳細な告知はできないかということで質問を上げております。令和2年4月に作成の保存版のハザードマップですけれども、阿蘇市内の砂防事業完了後に見直しとなると、先ほど建設課長も話されたように、令和9年とか、ずっと先になります。見直しをするにはかなり時間がかかってくると思うんですけれども、担当課としてはどういう見解でおられますか。

○**議長（湯淺正司君）** 防災情報課長。

○**防災情報課長（市原修二君）** 先ほどの特別警戒区域とそういった区域が見直されましたら当然変えていくべきだと思っております。そこが9年まで待つのか。でも、それではあまり長すぎると私どもも認識しておりますので、ある程度区域とかが見直された段間で発行を検討してまいりたいと思っております。

○**議長（湯淺正司君）** 園田浩文君。

○**9番（園田浩文君）** 地域の役員会で、現段階でいいんですけれども、できれば家屋がきちんと入って、例えばこのお家はイエローゾーンにかかっていますよとか、レッドゾーンにかかっていますよという、何か明示できるような詳細な図面を公民館あたりに貼っておけば防災意識あたりも出てくるのではないかということで、担当課でそういった対応はお願いすればできますか。いかがですか。

○**議長（湯淺正司君）** 防災情報課長。

○**防災情報課長（市原修二君）** ハザードマップにつきましては、各戸に配布している冊子と別にホームページ、それから4月から始めました防災アプリ等でも確認はいただけますが、どうしてもインターネットを利用できない環境の方がいらっしゃるということがございましたら、個別ではございますが、お申し付けいただければプリントするなどの対応をしま

りたいと考えております。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） また役員会がありますので、こういう話をして、対応ができそうだという事は役員会でも話しますので、そのときは具体的に相談に行きますので、よろしくお願ひいたします。

直轄砂防事業をずっとやってくるんですけども、工事期間中、傷んだ道路の補修や完成後のインフラ整備については、歴代の土木部長さん方に取り決め内容の申し送りをお願いしたいというところで吉良部長、藤田部長に話をしてきたんですけど、荒木部長、引継ぎはできていますか。どうですか。

○議長（湯淺正司君） お諮りいたします。やがて正午になりますが、9番議員、園田浩文君の一般質問がまだ残っておりますので、このまま続行したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯淺正司君） それでは、このまま続行いたします。

土木部長。

○土木部長（荒木 仁君） 今の御質問ですが、歴代部長として引継ぎをさせていただいております。工事関係等で傷んだ部分についてはまた申入れをしていきたいと考えております。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） では、引継ぎはしっかりとお願いいたします。

直轄砂防事業が決定された平成30年、10年間で阿蘇郡市内25か所、予算150億円について、当時の私の一般質問の答弁で市長が150億円規模の予算ではどうかと、少し足りないのではないかという見解がありましたが、市長、現在のお考えはいかがですか。

○議長（湯淺正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今までの災害の状況とか、あるいはこれからの災害の姿というものを意識した場合は、とてもではないけれども、あれは予算上において10年間で150億円ということで決められているから、それで終わるということではないんです。だから、ほかにいろいろ出てくれば、それは継続してやっていくと。でも、一応事務的には10年間という、そういう区切りをつけているということでもありますので、地元としてもしっかりとその辺はチェックしながら関係機関にお願いをしていくということが一番大事かと思っていますので、そのように進めていきたいと思っています。

○議長（湯淺正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） ありがとうございます。

まだ25か所には数か所足りていないということなので、地元からの声をしっかりと吸い上げていただきたいと思っております。

それでは、非常時の避難所の受入態勢は万全かということで質問を上げております。端的に言いますと、阿蘇市体育館あたりが避難所になると、あの第1体育館の広い中に2、3人

しか避難されている方がいらっしゃいません。例えば、武道場の活用であったり、これも前回からずっと言っていますけれども、ポータブルトイレあたりの設置については担当課ではどういう考えがありますか。端的にお願いします。

○議長（湯浅正司君） 防災情報課長。

○防災情報課長（市原修二君） まず、武道場の活用ということでございますけれども、活用については問題ないとは思っているんですけれども。ただ、避難場所にどれだけの方が避難してこられるかというところで、例えば大人数が来られた場合には、最初に武道場に入れてしまいますと、そこからまた第1体育館に移動くださいとかいうことにもなりますし、先ほどポータブルトイレの話もありましたけれども、武道場のトイレも数が少なくございます。そういうところがございます、結果、少ないから武道場にとということもできるんですが、ただ、どうしても移動いただくような手間もかかりますので、コロナの密を避けるという意味でも第1体育館でまずは受入れを行ってまいりたいと思っております。

それから、ポータブルトイレでございますが、これにつきましても過去の議会で御質問いただいています、私どもも検討してまいったんですけれども、ポータブルトイレも設置するのに現トイレのドアの開け閉めとか、便器が横に向いている場合にはポータブルトイレを載せてしまいますと、ポータブルトイレをまたいで入らなければならないとか、そういった問題もございます。それから、またある程度固定をしてあげないと使えないということもございますし、水洗のレバーも下にしかないタイプですと、どうしてもした後にはかかんでレバーを押さなければいけないとかいうこともございまして、今後、ポータブルトイレでできるのか、改修までいくのかということを検討してまいりたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 私もトイレをどこに付けられるか、一回行ってから調べたいと思いますので、また相談するときは相談に乗ってください。

それでは、最後の小中学校スクールバスについての質問に移らせていただきます。現在のスクールバスの台数は15台で、指定管理はASOワークネットのほうでやられていると思うんですけれども、日々の点検、こういうところは確認ができていますか。それと、今の小中学校スクールバスの児童の利用状況はどのようになっていますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

スクールバスの管理状況ということで、現在、日常の始業前の点検は当たり前ですが、その部分を指導しております。また、送迎を実施した際にはコロナ対策として随時車内を清掃しております。

それから、小中学校のバスの利用状況ということで、現在15台ございます。現在421名の児童生徒が利用している状況でございます。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 3番目の実情に合った運行経路の検討はできないかということで質問させていただきますが、どこの校区、どこの地域も同じだと思います。小学生の数が減っ

てきております。行政区全体では数人の子どもがいても、同じ行政区の中でも地域によっては女の子が1人で登下校するといった状態も出てきております。現在は変質者などの声かけ事案等も起きていますし、今は事件か事故かの捜査中ではありますが、連日報道されておりました山梨県道志村で起きました痛ましい小倉美咲さんのような事件も起きています。また、私たちの地域では砂防事業等の大型ダンプの往来等もありますので、これが財政的なものがかなり影響は出てくると思うんですけども、市長もいつも挨拶の中では「子どもは阿蘇の宝」と発言をされていますので、過保護すぎるとの批判もあるかもしれませんが、実情に合った運行経路の検討も必要ではないかと思えます。委員会の見解はいかがですか。端的にお願いします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 市では従来標準通学距離が、小学校では4キロ、それから中学校では6キロを原則としております。しかしながら、学校の統合などによりまして、実情を勘案しつつ運行している場合もございます。今、議員が言われました安心・安全という部分では学校の運営協議会等でもあるかと思いますが、見守り隊とか、そういう部分で十分できる部分もあるのかなと思っております。

○議長（湯浅正司君） 園田浩文君。

○9番（園田浩文君） 近隣自治体を少し調べてみました。例えば、小国町は、小学校は2キロ以上、中学校は4キロ以上。南小国町は、中学校は6キロ以上というお子さんは寄宿舎で対応すると。それと、小学校は3校が統合されたんですけど、本校は使用できなくて、ほかの2校は使用できるという取決めになっています。また、南阿蘇村においては、距離数は関係なくて、4月の段階でアンケート調査みたいなものを作って、それで距離的なものはあまり関係ないという話ですけど、スクールバスを使うと申請があればスクールバスに乗せるといった形をとっているようでございます。

阿蘇市立の小学校、中学校でも規定のキロ数以内でもスクールバスの利用がされている地域もあると思えますけれども、それはどうして使用ができていますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） お答えいたします。

現在、学校が合併して先行統合したという場合において、特例として小学校で申し上げますと3キロという場合の場所もございます。

○議長（湯浅正司君） 園田議員、時間がありませんので、まとめてください。

園田浩文君。

○9番（園田浩文君） うちも2.8キロから大体3.2キロぐらいの間に子どもさんがいらっしやいます。私個人の意見として、例えば山田のほうから来る経路に何とかスクールバスで子どもたちを送迎できないかというのも一つ考えているところですけども、今後前向きに検討をしていただきたいと。このことについては一般質問でまた随時やっていきますので、どうぞ対応をよろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 9 番議員、園田浩文君の一般質問が終わりました。
午前中の会議をこの辺でとどめたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、午後 1 時 15 分から再開いたします。

午後 0 時 09 分 休憩

午後 1 時 15 分 再開

○議長（湯浅正司君） これより、午後の会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2 番議員、佐藤菊男君の一般質問を許します。

佐藤菊男君。

○2 番（佐藤菊男君） 2 番議員、佐藤菊男です。通告に従いまして、一般質問を行います。今回は、学校給食関係及び農業政策等の 2 点について質問を進めていきますので、簡潔な答弁をお願いしておきます。

まず最初に、学校給食における材料費の高騰への対応の質問につきましては、昨日、森元議員の質問に関する答弁で国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用して、高騰分を保護者に転嫁しないという答弁がございましたので、安心をしたところです。教育委員会としても限られた予算の中で調理の工夫をされ、十分な栄養価の確保とともに、魅力ある給食の提供の継続をお願いして、この質問は終わらせていただきます。

次に、学校給食には共に食べる共食に子どもたちの育ちを支える機能があり、学校給食法第 2 条の学校給食の目標の一つとして、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこととありますが、長引くコロナ禍における給食時間の黙食の現状をどう捉えられているのか。また、どのような課題があるのか。これにつきましては、坂梨教育長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 教育長。

○教育長（坂梨光一君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃいましたように、コロナ感染の状況が非常に厳しいものがありまして、議員の皆様にも御連絡差し上げておりますけれども、今週、先週と、毎週子どもたちの陽性報告等を報告いただいております。そのたびに子どもたちの、そしてまた家庭での非常に不安等も出てきております。改めてなかなか収束できない状況の中で、不安な毎日を送る中で感染対策の徹底に努めながら、安全・安心な学校生活を求めていきたいと思っております。

その中で、給食に関しましては、文部科学省より「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル『学校の新しい生活様式』」というものが示してありまして、この中に給食に関する項目もございます。会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように、例えば机を向かい合わせにしない、大声での会話をしないという具体的な事例等もお示しいただきながら感染防止に努めようという指針となっております。

現在、各学校におきましても、授業中の机の位置につきましてもきちんと 1.5 メートルを

できるだけ確保していこうと。その中で、子どもが本当に楽しみにしている昼食ですけども、飛沫感染、それから対話での会話等も厳しく指導を受けながらも対面での給食に今取り組んでおります。この状況におきまして、いろいろ気になるところもあります。議員がおっしゃいましたように、子どもたちの望ましい生活習慣、食習慣にどこまで対応できるのか、また給食の時間での非常に楽しい会話も増えてまいります。コミュニケーションの基礎もこの時間にしっかりとつけていく。そしてまた、何よりも豊かな心の育成が求められるわけで、給食の中でも給食を通しての食育という観点、そしてまた議員がおっしゃいますように共食という非常に大切な目的等もこの中には含まれております。もうしばらく感染の収束状況を見ながら、子どもたちにはまずは感染防止に努めていただく。しかし、各学校におかれましても、また保護者の方にもこういった共食、そしてまた食育の大切さをしっかりと御理解いただけるように、引き続き学校へも指導してまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 今、教育長から答弁がございましたけれども、なかなかやはりコロナウイルスの感染が収まらないということで非常に悩ましい部分が多々あるかと思えます。小中学校における感染対策の徹底、現場の先生方は特に気を遣われていることと思えますが、学校生活での経験や思い出は子どもたちの健全な成長にも関わってくるものです。子どもたちのために、よりよい方向への今後の対応をお願いして、この質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

次に、保護者の負担を減らす学校給食の無料化、無償化について検討を教育委員会としてされたことがあるかどうかをお尋ねします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

給食の無料化の検討はということで、現在のところ無償化につきましては検討いたしておりません。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 現在検討はされていないということですが、もし仮に無償化をする場合、財源としてどのくらい必要か検討されておられますか。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） お答えいたします。

財源としましては、毎年9,000万円ほどの支出が予想されます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 学校給食の無料化につきましては、子育て世代の世帯の経済的な負担を軽減する面から大変重要ではないかと思っておりますけれども、また一つ子育て世代の阿蘇市への移住・定住促進の面から見ると、無償化は大変有効と思われる一つの手段、ツールかと思っておりますけれども、今ありましたように、給食費の無料化に充てるためにはどうしても一番大事な財源の検討が避けては通れないものかと思っております。

今、教育課長の答弁では約9,000万円という大きい財源を必要とするということであり、今後、全国の自治体でも無償化の取組をされている自治体が少しずつですが増えてきております。そういう中で、メリットは、先ほど言ったような子育て世帯の負担軽減だったり、移住・定住化の促進だったりありますけれども、やはりデメリットとしては、保護者の義務が無償化によって軽んじられるのではないかという部分もあります。そして、一般財源等の投入が必要になるという両面からの問題がありますので、よくメリット・デメリットを委員会としても早めに検討されますよう問題提起を行い、1番目の質問を終わりたいと思います。

次に、2番目の阿蘇市の持続可能な農業政策等についてお尋ねをいたします。

まず、農業関係の各種統計による阿蘇市における離農者、いわゆる農家数の減少についてお尋ねをします。

○議長（湯浅正司君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（徳永 稔君） ただ今の質問にお答えします。

離農者の推移ですが、農家の戸数については、現在1,375戸となっており、10年前と比較しますと3割ほど減少しております。傾向としまして、後継者がいない農家や小規模農家が中心経営体へ経営を移行したことによるものと推察されます。

なお、阿蘇郡市及び熊本県全体を見ましても、約3割の減少となっております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 直近というか、約3割ほど農家が減少しているということで、その主な原因としては、やはり後継者がいない、また高齢化による離農等が考えられるということによろしいですか。

○議長（湯浅正司君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（徳永 稔君） 議員がおっしゃったとおりだと思っております。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） それでは、次に耕作放棄地の現状、またその解消対策と見通しについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（徳永 稔君） 次に、耕作放棄地の現状ですが、令和3年度末で約25ヘクタールを確認しております。

農業委員会では年2回のパトロール及び農業委員、最適化推進委員による報告をもとに利用意向調査や解消に向けた借手や買手を見つける取組を行っております。また、農業振興区域内農地であれば耕作放棄地解消事業として1反当たり3万円の助成を行っております。なお、この事業の取組としましては、借りる担い手に条件があることを申し添えます。

以上、御回答いたします。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 現在、約25ヘクタール程度の耕作放棄地があるということですが、実際は詳細にいくとこの数字よりもまだ多いのではないかと思っているのが実状で

す。農家の減少は、先ほど言ったように、食料自給率の低下、また耕作放棄地の増加による景観の悪化、また有害鳥獣の増加、農家の多面的機能の喪失といった様々な問題が生み出されることにつながっていきますので、農業委員会としても農業委員さん、推進委員さん方と連携を取りながらパトロールの強化等に、また耕作放棄地の減少に努められるようお願いをして、農業委員会は終わりたいと思います。

次に、既に皆さん御存じで、毎日のように報道等で流れておりますけれども、ウクライナ紛争の影響や円安の急激な進行等によりまして肥料・飼料・農薬・燃油・ビニール等の農業被覆資材の高騰による農業経営の不安定化が大変心配されておりますけれども、今後の対策はどうあるべきか。非常に漠然として大きい問題かと思っておりますけれども、農政課長にお尋ねをします。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 失礼いたします。お答えいたします。

議員がおっしゃるように、現在「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」ということで打ち出されておまして、肥料、また飼料等の価格高騰対策に係ります施策が講じられているところでございます。

市としましても、こうした現状の変化に対しまして、農業者の方々が営農意欲の低下を招かないように、国・県をはじめ、JA、再生協議会等々の関係機関と連携を密にいたしまして、農業者に各種支援制度の情報提供、また土壌診断等に基づきます適正施肥により、化学肥料の減肥等の費用コスト低減に係る取組をまずは推進していくべきと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 国もいろんな支援策を徐々に具体化してくるかと思っておりますけれども、やはりいち早く市としては国の情報をつかんでいただいて、農家あたりに積極的に情報提供を行っていただきたいと思っております。特に、一番農業資材の中で倍近くに跳ね上がっているのが尿素です。これは、JAの昨年11月から5月と、今年の6月から10月の価格でいくと94%上がっております。約倍です。ほかにも一番低いもので、リン酸関係で25%、ほとんど5、60%価格が上がってきております。それに伴ってやはりいろんな資材関係も、畜産においては飼料関係も、海外からの輸入については特に燃料の高騰によって運搬費、コンテナ船による運搬経費の上昇あたりが飼料価格等に転嫁されて、農家としては非常に厳しい状況が今後も続くと思われまして。そういう中で話を聞くと、先ほど言った零細農家だったり高齢の農家も、やめるしかないのかなと、これだけ経費が上がればなかなか利益を上げられないと、落胆したとか、悲観した話をされる農家の方もおられます。また、野菜等を扱われている市場関係者の中でも、今まで出荷してくれた農家がだんだん減っていくのではないかと、そういう心配もされているところなんです。そういう中で、やはり生産意欲を低下させない形で、国の施策もそうですけれども、県下だけでなく、全国的に見ても市町村単独で何らかの制度を導入してやっているところもありますので、そのあたり現在の農家の実情あたりを十分に意見を聞きながら、阿蘇市として、行政として何ができるのかを、金銭的に限

らず、先ほど言った肥料の減肥だったり有機肥料の活用、そのあたりの推進をぜひお願いしたいと思いますが、課長、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） ただ今の肥料コストの低減というところも検討いたしておりますけれども、阿蘇市におきましてWCSの作付けが全国で上位、ほぼ1位でございますけれども、そういう状況もございまして、堆肥の還元を促進しているところでございます。こういった状況の中で、堆肥で補うことができる成分で化学肥料の低減でありますとか、安定した収量に結びつくことが実現できないかというところも熊本県に提案をいたしております。今回、国により打ち出されました施策に対応できる分も、私どもが提案した部分で結びつくようであれば、そういったところもしっかり支援の対象にさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 持続可能な農業が、畜産も一緒ですけれども、そういう形で継続ができるように市の御協力もお願いをしておきたいと思えます。

次に、波野地域の畑作地帯における基盤整備など、農地の条件改善の進捗状況と今後の見通しについてお尋ねしたいと思います。

また、昨年7月に波野地区における今後の農地利用及び農業振興に関する意見交換会、また10月には同じく波野地区の農業振興に関する座談会が波野地区の4地区でそれぞれ開催をされました。その後の基盤整備など、農地の条件改善の進捗状況はどうなっているか、また今後の見通しについてもお尋ねをしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） 令和3年度でございますけれども、意見交換会、また地区を割り振りまして座談会という形で地域のほうに入らせていただいたところでございます。御意見としまして、やはり波野地域の農地の性格上なかなか大型機械に対応できないというところ、また面整備への御要望でありますとか、山林が影響いたしまして、農地に影をうつことによりまして、生育に支障があると、山林の除去はできないかという部分の御要望もいただいております。また、多くの方々が有害鳥獣の対策についてしっかり対応してほしいといったところでございます。

そういう御意見を受けまして、波野地域の北部・東部地区でございますけれども、農地の特徴としまして比較的まとまりのある団地が形成されております。また、中部・西部地区におきましては、道路に隣接する形で奥行きのない小規模の農地が多く形成されているという状況でございます。こういった状況を打開するためにも、北部・東部地区におきましては、先ほど申しましたとおり、御意見等ありました区画整理に併せまして、大蘇ダム受益地においては畑地かんがい施設も整備いたしまして、計画的な営農が行えるような整備、環境にもっていきたいと考えているところでございます。また、現在ですけれども、4地区5団地を対象としまして面整備等々の部分で御意見の多かった地区に対しまして地区座談会をこれまで数回行っているところでございます。また、中部・西部地区におきましては、区画整理で

はなくて、畦畔を除去するような区画拡大、農地を区画拡大するようなことを中心に推進し、農作業の効率化につなげてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 佐藤菊男君。

○2番（佐藤菊男君） 今、課長から御答弁がありました。今言われた部分は、農政課が今年2月に作成された「実質化された人・農地プラン」の中にも阿蘇市全体のそれぞれの地区の現状と課題、そしてまた今後の方針、そのあたりがプランの中にうたわれております。先ほど言ったように、波野地区では非常に耕地面積が1区画が狭い、また窪地に点在するために、どうしても杉等の成長に伴って日陰が多くなって、いわゆる北向きが多くなって、生産性能がだんだん低下してくるという部分もあります。そういう中で、やはり意欲ある農家については、先ほど言われたように面整備をして、優良農地を少しでも確保して、機械化、省力化につながるような農業経営を考えられている方々もおられます。今後、座談会を通して区画整理事業なり、以前、1地区においては農業構造改善事業による区画整理等を行っている地区もありますので、このあたりをもうちょっと広げていく、そういう形で今後の波野地域の畑作地帯の農業意欲につながるような、また担い手の増加につながるような対応をお願いしたいと思っているところでございます。

非常に地球温暖化が進み、平地での施設園芸、作物等の栽培が困難になりつつあるという話を聞いております。特にトマトの大産地であった八代あたりが高温のためになかなか栽培が以前みたいに収量が上がらないという部分で、高冷地に来て、会社がハウスを建てて、会社直営でやっているというのも徐々に増えつつあります。そういう中で、高冷地である波野地区の特性を最大限に活かし、農家の意識の醸成や各種補助事業の情報提供など、昨年9月に策定されました第2次阿蘇市総合計画「後期基本計画」の項目の中にも、地域の特性を活用した農林畜産業の振興が明記されておりますので、積極的に行政としての指導力を発揮され、この計画が絵に描いた餅にならないように、少しでも現実、前向きに行けるようお願いをしたいと思います。持続可能な阿蘇市全体の均衡の取れた強靱な農業政策を推進されることを強く求めておきたいと思っております。

先ほど甲斐議員からもありましたように、やはり農家が、第一次産業が元気にならなければ、ほかの産業もそれにつられてなかなか活性化ができないという、そういう考えもありますので、やはり阿蘇市の基本であります農林畜産業を積極的に推進していくためにも、この計画書、それと色々なプランだったりありますけれども、ただ、プランを作るだけではなくて、少しでもプランに沿った中で1つでも2つでも実現につなげていくよう執行部の努力をお願い申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 2番議員、佐藤菊男君の一般質問が終わりました。

続きまして、6番議員、竹原祐一君の一般質問を許します。

竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） お疲れさまです。またも後半の一般質問になりましたが、よろしくお願ひしたいと思います。6番議員、日本共産党、竹原祐一です。

それでは、一般質問を進めてまいりたいと考えます。

まず、定住者支援について質問をいたします。前日から過疎地域持続的発展計画についてもいろいろと質問が出ていましたが、出生率の低下により人口減少が国内でも明らかな状態の中で、この阿蘇市においても市の人口減少が如実に現れてきています。移住をする場合、住まい、仕事、育児、教育など、各条件が必要になってきています。そこで質問をいたしますが、現在、市で行っている定住支援策及び定住者の実績についてお伺いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

市では空き家の情報あたりを移住・定住を希望される方々に提供するために空き家バンク制度を設けております。この制度は、空き家を買いたいとか、あるいは空き家を売りたいという方々が登録されて、お互いにマッチングされまして、それからその空き家を有効利用されるということで移住・定住の促進、それから地域の活性化を図るものでございます。この制度を通じまして整った件数でございますが、現在まで 107 件となっております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） ありがとうございます。

一遍に全部お答えをいただきましたが、空き家バンクの賃貸と売買契約件数は、ホームページを見たら 104 件ということで明記してあります。しかし、実際この空き家バンクの制度を利用して、阿蘇市に定住された方というのはつかんでおられますか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 今 107 件と申しましたけれども、その内訳を申し上げますと、県外からの移住者が 32 件、それから市外の県内が 29 件ございました。また、市内で移動される方もいらっしゃいまして、そちらが 46 件という内訳になっております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） ありがとうございます。

ということは、61 件の移住者の方は定住者の方ですね。61 件のうち、今現在、何件という言い方はおかしいんですけど、何世帯が阿蘇市で居住をし、仕事をし、生活をしておられるかというのはつかんでおられますか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 61 件のその後の追跡調査は、実はできておりません。その中には賃貸で入られる方もいらっしゃいますので、期間が経ったら御移動されるという方も中にはいらっしゃると思いますが、詳細はつかめておりません。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 分かりました。

家の売買の場合、ほかの自治体のいろいろと空き家バンクを見ていったら、阿蘇市とほかの自治体の何か中身が全然違うんです。阿蘇市の場合は賃貸物件が非常に多くて、不動産屋のホームページみたいな感じですけど、ほかの自治体の空き家バンクの中身を見ていったら、直接売手さんが出したような感じのホームページになっているんです。ですから、ある程度その辺の改良はできないのでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） これは、もともと空き家バンクとして整備したものですけれども、その中で様々なニーズが出てまいりました。例えば、賃貸はないだろうかとか、今では土地ですね、空き地も含めて掲載をさせていただいております。そういうところで、県内でも聞くところによると、阿蘇市のサイトは結構最先端といたしますか、そういうことで県のほうからいろいろな地域からの紹介をいただく状況にあると担当者から聞いております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 私の感覚の違いというんですか、そういうふうに思いますが、売買の場合、ほかの自治体では売買をされた場合、資金的にリフォーム制度の交付金、それとか引っ越し費用とか、引っ越し費用の2分の1の上限5万円とか、また新しく契約をされた物件の家財道具の処分代、そこまで交付金として支援をしていく自治体もあるんです。ですから、そういう形で借りやすい状態にして、なおかつ住みやすい状態をつくっていくということであれば、阿蘇市の物件に対してもそういうリフォーム制度なりの交付金の制度をつくるべきではないかと思うんですけれど、いかがでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 今、議員がおっしゃいました件でございますが、現在、阿蘇市では移住・定住者への、例えばリフォームですとか、引っ越し作業とか、そういったことに対する支援は行っておりません。これまで多くの方々の面談といたしますか、そういったことを受ける中では阿蘇での移住環境を十分に理解されて、納得した上でお越しになられております。なので、そういった中では金銭面での支援を求められているケースは今までにはございませんでした。

これから移住・定住を盛んにしていくためには、今おっしゃったような件は今後の検討課題として捉えておきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） それでは、御検討をよろしくお願いします。

それと同時に、昨年11月ですか、体験ツアーということで10組の方を募集されて、その結果、それが定住に結びついたのでしょうか、お答え願いたいんですけど。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 昨年、移住・定住ツアーとかいうものを実施させていただきました。その成果としては、実際に移住に結びついたケースはございません。また、引き続き移住をお試しいただくというものについては、いろんな制度を使いまして継続的にやっていきたいと思っております。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） それと、ほかの自治体でも大分実施しているんですけれど、お試しい験の物件を1軒か2軒つくってやるような、そういう構想はございますか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 現在、市ではそこまでは考えておりません。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） ということであれば、具体的に空き家バンクをどのような方向で考えていらっしゃるか、その方向性と将来の展望、その辺をお聞かせ願えませんでしょうか。

○議長（湯浅正司君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（石松昭信君） 現在、熊本県のほうで住まい支援事業というところで制度化をしているようでございます。そういったものも捉えて、先ほど申しました検討というところで考えております。

それと、現在の空き家バンクのサイトですけれども、阿蘇市での生活環境的なところをもうちょっとPRしていきたいと考えております。例えば、サイト上でショッピングができるところとか、あるいは病院の情報とか、普通に生活をするための情報を空き家バンクのサイトの中でも充実化を図っていきたいと考えておりますし、また分かりやすくするためには動画での情報提供というところも必要かと考えておりますので、その辺は検討の余地があるかと考えております。

以上でございます。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） それでは、皆さんが利用しやすく、そして阿蘇をアピールできるような空き家バンクにしてほしいと願っております。どうもありがとうございました。

次の質問に移らせていただきます。深刻な物価高から暮らしを守るための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用にということで上げてありますが、これは実際4月の家計調査では2人以上の世帯における名目の消費支出は前年同月に比べ1.2%増加しています。ところが、実質消費支出は1.7%の減少。実質消費支出とは物価変動を除いた消費支出のことですが、購入量を減らし生活を切り捨てても、物価高騰のために支出額はむしろ増えているというのが現状です。

政府は4月26日に策定いたしました「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」の中では、地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分という1兆円の創設も含まれ、2021年度補正予算として交付を決めています。また、地方創生臨時交付金、地方単独事業分の8割が2022年度に繰越しをされています。

そこで、質問をいたしますが、事前に確認をしたところ、具体的にまだ施策を決めていないという御回答だったんですけど、もし各課である程度交付金を利用した施策を決めているということであれば御回答を願いたいんですけど。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） ただ今の御質問にお答えいたします。

コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の事業計画ということで、現在、所管課において、より効果的な事業になるように検討している最中でございます。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 具体的な事業内容というのは、まだ出ていないんですね。

○議長（湯浅正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 今回の原油価格・物価高騰対応分の交付金としましては、具体的な事業についてはまだということでございます。

○議長（湯淺正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） それでは、私からこの交付金を使った対応について要望だけをしておきます。まず、1つ目は、ひとり親家庭をはじめとした子育て世帯に対しての給付金の支給です。それから、生活者に対する電気・ガス・水道を含む公共料金の負担軽減。それから、3つ目は、学校給食等の負担軽減など子育て世帯に対する支援。それと同時に、地域経済の活性化と生活者支援を目的としたプレミアム商品券の発行。それと同時に、福祉トイレの新設ということをお願いをしたい。それと同時に、あと事業者に対しての支援策として、燃料費高騰の負担軽減、それから事業者に対する電気・ガス料金を含む公共料金の補助、そしてテナントに対する家賃などの固定費の支援。あと、農業者に対しては農林業者に対する物価高騰に対しての経営支援、それをお願いしたいと考えております。いかがでしょうか。

○議長（湯淺正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 今回の一般会計補正予算（第2号）でコロナの臨時交付金につきましては、約2.3億円を計上させていただいております。その中で、プレミアム商品券、それから宿泊補助など市民の皆様への生活支援、それから事業者の方に対しても支援を行うこととしております。物価高に対する事業につきましては、現場の状況、それから各課の予算の要求の状況を見ながら効果的な事業を検討していくことになるかと思っております。

○議長（湯淺正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 分かりました。ということであれば、まだ具体的に金額が出ていないということで私は解釈をさせてもらってよろしいでしょうか。

○議長（湯淺正司君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 予算上は、まだ金額が積算できておりません。

○議長（湯淺正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） そうしたら、もう一つの提案ですけれど、学校給食への対応ということで、次の質問の3番目の負担軽減ということで明記をさせていただいたんですけれど、先ほどから学校給食に対しては物価が高騰した場合でも交付金を利用し、給食費を上げないと、そういう御回答を得たんですが、私は考えるのに子育て支援という形と学校給食の関係というのは切り離せないと思うんです。それで、学校給食の、今、学校内での就学援助金を支給されています。その支給する基準額は、生活保護費の1.1倍が、今、阿蘇市の基準になっています。これを1.5とか1.3、そこまで引き上げることは可能でしょうか。ということであれば、就学援助金制度の中で給食費は全部支給されるわけですね。ということは、給食費は無料化という形になるんですよね。そうなれば、今現在1.1の基準額の中での就学援助金の支給の方よりは完全に増えていく状態で、これは給食の無償化が進んでいくと思います。ということで、教育課長から御意見があればお願いしたいと思います。

○議長（湯淺正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたしますが、通告の学校給食費の負

担軽減といただいております、就学援助費の部分についてはお答えできないというか、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 分かりました。それでは、またの機会に質問させていただきます。

ということであれば、次にまた質問を考えていたもので福祉トイレの関係は福祉課のほうですか。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） お疲れさまです。

福祉トイレについては、現段階ではまだ考えておりません。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 現段階では考えておられないということであるので、これは実際政府のほうで緊急対策として交付措置を行っているということで、昨年に続き今年も交付措置を行うということで。

○議長（湯浅正司君） 竹原議員、福祉トイレは項目に入っていないと思いますけれど。

○6番（竹原祐一君） よろしいですか。これは臨時交付金の中での。

○議長（湯浅正司君） 臨時交付金の中ですか。

○6番（竹原祐一君） はい、ですから別に問題からは外れていないと思うんですけど。

ですから、特別交付金の対象になっていますので、ぜひともこれは福祉課でも対象に上げていただいて、今年の冬、実施をお願いしたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 福祉課長。

○福祉課長（松岡幸治君） もともと生活困窮者への支援策はということでお聞きしていたので、そこで全般的な回答をさせていただきますと、コロナ禍において生活困窮者への支援策については、いわゆる生活保護、最後のセーフティネットと言われる生活保護の前の第2のセーフティネットと言われる阿蘇市社会福祉協議会とかが行っている生活困窮者自立支援制度や新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金制度など、既存の制度の中で支援ができていますと今感じている状況です。今後、世情、状況等が変わっていけば、やはり困窮者を救うという部分については、一自治体だけではなく、国・県まで含んだところで総合的な対策というのが練られてくると思いますので、そこで不足する部分があれば、市でもやはり住民のことを考えて、いろんな対応はしていかなければならないと考えていますけれども、現在の状態ではまだ何も言えない状況であるので、今のところ考えておりませんという回答をさせていただきました。今後必要があれば、そういうのは対応していくべきかと思っておりますが、それが福祉トイレなのかどうかはまだ分からないという状況で回答させていただきます。

○議長（湯浅正司君） 竹原祐一君。

○6番（竹原祐一君） 分かりました。

ぜひとも御検討をお願いして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） お諮りいたします。暫時休憩したいと思います。御異議ありません。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。2時20分から再開いたします。

午後2時09分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番議員、児玉正孝君の一般質問を許します。

児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 3番議員、児玉正孝です。今議会最後の一般質問となりました。お疲れのところですが、よろしくお願いいたします。

私たちを取り巻く生活環境は、コロナ禍に始まり、今や半導体不足、そしてウクライナ情勢による世界間の変化で国防に対する考え方の変化や物価上昇による生活へのしわ寄せなど、様々な影を落としていると思います。阿蘇市の基幹産業であります農業、観光、梅雨が明けての気象状況がそれぞれの分野で恵みをもたらすよう願っているところでもあります。

早速ですが、通告しております質問に入ります。

阿蘇市内外の子どもたちが阿蘇市で学べる場をつくるためにはどんなことが必要かということでもあります。大人もそうではありますが、仕事を求めて働きたい、希望する職場、場所がなければ市外に出ざるを得ません。子どもたちも将来どんなことをやりたいなど希望を抱いています。「広報あそ」では小中学生の「夢を追いかけて」というすばらしいコラムが見開きページにあります。一人一人が上を見上げた写真で、とても若い力を私は感じているところです。「私の将来の夢は」で始まり、それぞれが、自分が体験したこと、あるいは感銘を受けたことなどがきっかけとなって、自分にはこういう夢があるんだということを綴っております。

そこで、阿蘇市の子どもたちは自分の将来にどのような夢を持っているのか、これは学校現場でしか知り得ないことかもしれませんけれども、教育課長、御答弁をお願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） ただ今の御質問にお答えいたします。

先ほども議員からお話がありましたとおり、「広報あそ」で「夢を追いかけて」ということで子どもたちの夢について語るページを設けておりまして、子どもたちが夢を持ち将来を意識して、広報紙に掲載されることで家族から応援され、市民全体で応援していると思っております。

さて、学校現場では学校の教育活動全体を通じてキャリア教育、進路指導を進めていくために職場体験、職場の話、生徒の高校の体験入学や教職員が高校の説明会に積極的に参加したり、地元高校や近隣の高校から職員、生徒を中学校に招きまして、保護者と生徒と一緒に学校紹介を聞く機会を設けております。それぞれに子どもたちは目標がありますので、そうした目標に向かっていく中で日頃から中学校と地元高校が連携して生徒たちの成長、出会い、

多くのことを学ぶ中で高校の魅力を発見するという機会を設けております。また、地域住民の皆様にも地元高校のすばらしさを理解していただけるような情報発信の場もつくっているところでございます。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） ありがとうございます。なかなか学校現場でしか、直接先生方しか分からない、知り得ないことがたくさんあるかと思えますけれども、行政としての取組をどうされているという御答弁であったかと思っております。

今申し上げました「広報あそ」の「夢を追いかけて」では、毎回、児童生徒が自分の思いを述べておりますけれども、「僕の夢は建築士になることです」「私の将来の夢は保育士になることです」「私にはかなえたい夢があります。それは看護師になることです」等々、当時の児童生徒たちが持っていた夢は今頃どうなっているんだろうかと、夢はかなったんだろうかと、そういう思いもでございます。

今回テーマとしました県立阿蘇中央高校に看護学科等の新設に向けた誘致を検討できないかということでございますが、これは雲をもつかむような話ではとお思いになった方もおられるかもしれません。しかし、これは私の思いでございますので、よろしく願いいたします。

今現在、令和3年5月の中学校3校での3年生生徒数は181名と言われました。今年の卒業生数もこれに近いものと思われましても、彼たち、彼女たちの進路先、地域はどこなのか。阿蘇市内、阿蘇市外の状況、数を把握されておられましたら、お願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 教育課長。

○教育課長（藤井栄治君） 地元の高校への進学率ということだと思えますけれども、ここ5年間で3割から5割ぐらいが地元の高校に進学しているということでございます。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） ここからでしたらJRもございますし、交通インフラもよくなっておりますので、やはり半分近くの方は熊本学区への流出があるということですね。分かりました。

平成10年の初頭に公立高校の再編の話が出てきました。そこでは地元の子どもたちは地元に進学させようということで、阿蘇高等学校では県の指定を受けまして、盛んに小中高連携授業を積極的に取り組んでおりました。保護者や先生方の考え方や要望を吸い上げて、どうやれば地元に残ってくれるのかを模索しました。しかしながら、少子化も相まって、選ばれる学校にはなりません。そして、平成21年の阿蘇中央高校のスタートを切ったということでございます。

平成10年頃には1学年270名ほど阿蘇高校は高校生がいたわけですがけれども、今は3学年合わせて343名です。これは児童生徒数の減少に起因するだけではないと思っております。周りの保護者にもやはり阿蘇高等学校、阿蘇中央高校が選ばれていなかったということではないかと思えます。地元の高等教育機関が衰退ということになれば、今現在となっておりますけれども、地域の衰退につながります。教育長としてのお考えはいかがでしょうか。

課長、ありがとうございました。

○議長（湯淺正司君） 教育長。

○教育長（坂梨光一君） ただ今の御質問にお答えいたします。

まずはじめに申し上げたいのは、キャリア教育、そして中学生になりまして、進路指導という形で上級学校への勉強も始まってまいります。小学校でもいろんな活動、教科、係活動、そんな中でキャリアプランニングと申しまして、多様な職業にどのようなつながっていくのか、いろんな視点から学ぶところで、その中で地元を選び、そしてまた意欲的に学んでいる子どもたちもいるということで、その数を何とか増やせないかというお気持ちもお持ちだと思っておりますけれども、私たちは本当に大切に大切に育んできた子どもたちの夢なり希望なり、そこには家族があり、そしてまた周りの友だちやいろんな方々の関わりの中で子どもたちが大切に育てている夢、目標というのがありますので、そこをしっかりと私たちが支え、見守っていく。先ほど申されました「広報あそ」の「夢を追いかけて」という中でも、子どもたちが将来の姿を自分自身で思い描くと将来に対する意識も当然高まりますし、それを御覧になれる家族はもとより、市内のたくさんの皆さん方が温かく見守りながら応援されている、そういった温かい阿蘇市で育んでいきたいというのがまず一番です。

学科改編等ありますけれども、令和2年度に地域の特色を生かして学科再編等も含めて県の教育委員会では全県的な視野に立って再編を進めていくということで、高校魅力化推進室というのができております。ここでしっかりと学科再編等も含めたところでの取組をされておられます。

今年度、阿蘇中央高等学校におきましては、「クリエイトハイスクール」という県の指定を受けていまして、持続可能な地域社会づくりに貢献する人材の育成を目指すということで、私たち地元の教育委員会としましても、また小中学校におきましても、こういった人材育成のために何ができるのか、協力できるところは精一杯地元の高校にも協力してまいりたいと思っておりますし、また児玉議員のお気持ちも県の教育委員会にも伝えてまいりたいと思っております。

○議長（湯淺正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 県の施策もあるということでお伺いいたしました。

今回、阿蘇市全体が過疎地域に指定されましたけれども、阿蘇市総合計画の中で「住んでよかったと実感できるまちづくり」というのがございます。経済、福祉、医療、教育、それぞれが、バランスが取れて、実感ができるというものであると私は考えております。

私は、また人口減少の追い打ちを止めるには義務教育課程終了後の受け皿が必要であるのではないかと考えているわけです。かつて阿蘇高校には国際観光科が設置されておりました。多くの社会人を生み出しております。全国でも類がない学科でありました。今取り上げました県立阿蘇中央高校に看護学科等の新設に向けた誘致は、医療を支える看護師の育成はもとより、地域の将来を担う人材の育成、教育長がおっしゃいました地域の活性化とか地方創生の促進など、阿蘇を盛り上げていけるのではないのでしょうか。それについての思いはいかがでしょうか、教育長。

○議長（湯浅正司君） 教育長。

○教育長（坂梨光一君） 先ほども申し上げましたように、やはり地元で生まれ育ち、そしてまた逆に阿蘇に来て、精一杯学びたいという子どもたちもいます。先ほど申されました、仕事は阿蘇で働いてみたいなという若者たちがいらっしゃるのも伺っております。そんなことも含めながら、地元の高校が、そしてみんなが意欲を持って、そしてまた自分の将来につながるような関心等を持ちながら学べる環境づくりに精一杯阿蘇市としても協力してまいりたいと思いますし、児玉市議のお気持ちもしっかりと伝えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） 教育長、ありがとうございました。

特色があって付加価値の高い魅力ある学校があれば、阿蘇市外からの多くの入学希望者がいると私は考えます。地域経済への波及効果も期待できるものです。先ほど申し上げました看護師になるには、普通高校であれば卒業後、看護系学校に進学して、3年間在学した後に国家試験を受験できます。県内では城北高校など4校の私立高校が3年の看護科、そして2年の専攻科を併設して、卒業後には国家試験の受験資格が取れるようになっております。全国の公立高校を見ますと、5年制を26高校が設置をしております。九州では鹿児島に1校あります。

県の教育委員会の資料では、教育長が先ほど話されました資料と同じとは思いますが、
「県立高校の未来を考える～そのあり方と魅力づくり～」と題して、今後4年間の取組を紹介しておりました。すべての高校生が夢に挑戦できる魅力ある県立高校像として、
『「夢を実現する力」を育む学校、地域で夢を広げ、地域の未来を支える人材を育てる学校、夢への挑戦を支える学校』、この3つを上げております。そして、関連した取組の主なものの1つに総合学科やその他の新たな学科等の新設検討をするということが記されてあります。

子どもたちが持っている夢を私たちが少しでもかなえることができるよう、地方創生の起爆剤になるよう、この看護学科誘致に対する提案を、市長、検討できませんでしょうか。お願いいたします。

○議長（湯浅正司君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今のお話を聞かせていただき、児玉議員の熱心な教育に対することがすごく伝わってまいりました。いろんな環境もありますし、またそれぞれの希望もみんな持っている部分もあります。その辺をしっかりと尊重しながら、これから教育に向かっのさらなる上昇気流に乗るような、そんなことをこれからもまた考えていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（湯浅正司君） 児玉正孝君。

○3番（児玉正孝君） ありがとうございました。どうぞ積極的に前向きな検討をよろしくお願いいたします。

総合計画で「人がつながり 創りだす 新しい阿蘇～ONLY ONEの世界へ～」、そして「チャレンジが始まります」とうたっております。何事にもチャレンジが必要であると、

大事であると記されてあります。前を向いて、一步の踏み出しを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（湯浅正司君） 3番議員、児玉正孝君の一般質問が終わりました。

以上で、一般質問を終了します。

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（湯浅正司君） 日程第2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長、議会広報特別委員長から会議規則第111条の規定によりまして、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。追加議案がありますので、暫時休憩を取らなくて、少し待っていただいていいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） よろしく願いいたします。

お諮りいたします。市長より議案1件が提出されました。これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。

それでは、議案第48号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 提案理由の説明

○議長（湯浅正司君） 追加日程第1、市長より「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、早速でありますけれども、令和4年第2回阿蘇市議会定例会、追加提案理由の説明をさせていただきます。

議案第48号「令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第3号）について」

歳入では、熊本県低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金給付事業補助金及び市債を追加し、歳出では、給付に必要な所要額等の追加及び阿蘇市過疎地域持続的発展計画の変更に伴う財源変更をしております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ1,081万円を追加し、歳入歳出予算総額を166億7,048万9,000円といたしました。

以上、議案1件（予算1件）を本日、追加して上程いたしましたので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。追加日程第2、議案第48号「令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第3号）について」は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議ないものと認めます。

したがって、議案第48号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

追加日程第2 議案第48号 令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第2、議案第48号「令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第48号、令和4年度阿蘇市一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

別冊1をお願いいたします。開いて、1ページになります。第1条ですが、今回の補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,081万円を追加し、166億7,048万9,000円と定めております。

また、第2条、地方債の補正につきましては、4ページで説明させていただきます。4ページをお願いします。今回の追加補正予算は大きく2点ございまして、まず1点目としまして、こちらの3件の地方債の組替えになります。本定例会におきまして阿蘇市過疎地域持続的発展計画の変更について議決をいただきました。これを受けまして、こちらの3件については、旧一の宮町の事業を中心に地方債を過疎対策事業債、いわゆる過疎債に組み替えております。過疎債は、充当率が100%、交付税算入率は70%でございます。なお、今回の過疎債への組替えに伴いまして、3件の合計で起債額を350万円追加しております。

次に、2点目になります。8ページの歳出予算から御説明させていただきます。8ページの款項目番号で申し上げますと、3の2の1児童福祉総務費の一番下になります。熊本県低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金としまして569万円を計上しております。こちらは一定の要件を満たした低所得の子育て世帯の方に対しまして、今回の国の特別給付金に加えまして、県独自事業としまして1世帯当たり2万円を上乗せし、また第2子以降の児童がいる場合、児童1人当たり5,000円を追加支給するものでございます。

次に、1ページ前の7ページの歳入になりますが、上から1行目と2行目の熊本県低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金給付事業補助金としまして、2項目合わせて731万

円を計上しておりますので、本事業の財源としましては、事務費も含めて、すべて県補助金で対応する予定でございます。

次に、8 ページの一番下から 9 ページにかけて財源変更と括弧書きがしてありますが、こちらは、先ほど説明いたしました過疎債への組替え分でございます。財源変更のみで歳出予算の金額自体に変更はございません。

最後に、9 ページの一番下になります。今回組み替えた残りの財源につきましては、予備費に 350 万円を追加しております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯浅正司君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 48 号を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 48 号「令和 4 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 3 号）について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第 7 条の規定によりまして、本日をもって閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、令和 4 年第 2 回阿蘇市議会定例会を閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、6 月 3 日から本日までの 19 日間の会期で開催され、令和 4 年度のスタートとなります。各会計予算をはじめ、条例制定・改正等、市民生活に直結した重要案件が提出されました。議員各位におかれましては、これらの案件に対し終始熱心に御審議、御決定を賜り、全議案を滞りなく終了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。円滑な議会運営への御協力に対しまして、心から感謝申し上げます。

また、市長をはじめ、執行部の皆様、関係各位には、会期中、何かと御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。執行部におかれましては、それぞれの審議過程で議員各位から出されました意見などについて特に意を用いられ、市政を推進されますよう切望いたします。

梅雨のみぎり、どうか皆様方には、一層御自愛の上、阿蘇市発展のため、ますますの御活躍と、なお一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。

これをもって、令和4年第2回阿蘇市議会定例会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。お世話になりました。

午後2時50分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

令和 4 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員